

令和5年瑞穂町農業委員会4月総会

令和5年4月24日、令和5年瑞穂町農業委員会4月総会が瑞穂町役場全員協議会室にて開催された。

農業委員会委員

1番 村山正信 2番 山田明弘 3番 青木一幸 4番 榎本雄一
5番 坂田敬一 6番 長谷部冬樹 7番 清水正久 8番 榎本和夫
9番 榎本勝昭 10番 臼井順央 11番 栗原 始 12番 上野 勝

農地利用最適化推進委員

池田幸司 関谷博明 西村一彦
【欠席】

出席した事務局職員は、次のとおりである。

産業経済課長 長谷部 康行 農政係長 田中 悠也
(事務局長) (書記)
農政係 飯野 都佳紗

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 諸報告
日程第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について
議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書について

開 会 午後 1 時 30 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 5 年瑞穂町農業委員会 4 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、4 番委員の榎本雄一さんと 5 番委員の坂田敬一さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号、番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号、番号 1 について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 1 号、番号 1 についてを申請のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 1 号番号 2、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定についての議題に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号、番号 2 について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 1 号、番号 2 について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 1 号番号 3、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定についての議題に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号、番号 3 について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 1 号、番号 3 について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第 1 号番号 4、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定についての議題に入ります。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第 1 号、番号 4 について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、利用権を設定する者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、設定時期〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第 1 号、番号 4 について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。

続きまして、議案第2号、番号1相続税納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第2号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

7番委員 (清水 正久 君) 証明内容の期間については、どのように設定しているのですか。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 前回、同様の証明に係る申請を可決した総会の日から翌日から今回の総会の日までです。

1番委員 (村山 正信 君) 登記地目が山林となっていますが、現況を優先することによってよろしいのでしょうか。

事務局 (飯野 都佳紗 君) はい、現況が畑であることが認められればそちらを優先します。現地調査で畑であることを確認しました。

議長 (上野 勝 君) ほかに質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第2号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第3号、番号1農地法第3条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第3号、番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、利用権の種類〇〇、譲受世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

農地利用最適化推進委員 (池田 幸司 君) 売買金額が相場をかなり下回っていることについては、問題はないのですか。

事務局 (田中 悠也 君) 3条の規定による許可の要件としては、譲受人が、申請地を含め耕作すべき土地をすべて効率的に耕作すること、その耕作に常時

従事すること、周辺の営農に影響を及ぼさないことなどがありますが、金額については制限がありません。

議長 (上野 勝 君) ほかに質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号1について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして議案第3号、番号2農地法第3条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第1号、番号2について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、利用権の種類〇〇、譲受世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号2について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして議案第3号、番号3農地法第3条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第3号、番号3について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、利用権の種類〇〇、譲受世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終了しました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号3について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして議案第3号、番号4農地法第3条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 議案第3号、番号4について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、貸渡人〇〇、借受人〇〇、利用権の種類〇〇、譲受世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。現地調査の報告についてはあらかじめお手元に配布のとおりです。質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑なしということなのでこれより採決に入らせていただきます。議案第3号、番号4について申請のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第1号について説明いたします。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

8番委員 (榎本 和夫 君) この土地について、今後農業委員会総会に諮る案件がでる可能性はありますか。

(田中 悠也 君) 申請人が登記地目の変更をしなかった場合は同様の届出があるかもしれませんが、地目変更を行えば畑ではなくなり農地法の制限を受けなくなるため申請等はありません。

議長 (上野 勝 君) ほかに質疑はございませんか。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (飯野 都佳紗 君) 報告第2号、について説明します。番号1、農地の

所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地および道路用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。これにて、令和5年瑞穂町農業委員会4月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2時00分